**平成２４年（フ）第４１２７号**
大阪市中央区農人橋３丁目１番17号
破産者　株式会社ウインドウデコ
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第１５６号**
堺市堺区西湊町４丁３番28号
破産者　株式会社川崎ホーム
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第１号**
愛媛県今治市高市甲８番地８
破産者　株式会社サルビア
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所今治支部

**平成２３年（フ）第３２４号**
福岡県久留米市野中町1043番地
破産者　有限会社木原商店
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２３年（フ）第３７９号**
群馬県佐波郡玉村町大字下新田411番地２
破産者　有限会社やおしん
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２１年（フ）第２０３２２号**
埼玉県川越市大塚新町41―17
破産者　福田　博利
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第７６９１号**
東京都品川区南大井２丁目12―10―819
破産者　杉本　幸雄
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第４２７８号**
東京都品川区小山３丁目24番１号
破産者　株式会社竹屋呉服店
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第６０１７号**
東京都江戸川区臨海町５丁目３－１―1111
破産者　仲田眞理子
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第７５９号**
東京都多摩市連光寺３丁目32番地の１コートグレイスエクセレント303
破産者　白岩　高正
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２４年（フ）第１０１号**
兵庫県明石市大久保町八木字盤若田606番地２、商業登記簿上の本店所在地神戸市須磨区千歳町３丁目２番13号
破産者　株式会社中野製作所
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２４年（フ）第１３２号**
兵庫県明石市大久保町大窪488番地の３
破産者　瀬戸商事株式会社
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２４年（フ）第１１６号**
松江市春日町642番地２
破産者　株式会社ロハス・クリエイト
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第１１７号**
松江市黒田町442番地１　サーパス城山西通り308号
破産者　飯田　　晃
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第５２９号**
北九州市小倉北区井堀３丁目12番19号
破産者　河口システム株式会社
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２４年（フ）第２６５号**
兵庫県西宮市名塩さくら台２丁目13番地４
破産者　中井　康雄
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第３２１号**
兵庫県尼崎市稲葉元町２丁目３番１号フローラルハイム安倉208号室、住民票上の住所兵庫県尼崎市長洲本通１丁目14番47号
破産者　伊藤　正夫
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第３５０号**
兵庫県西宮市越水町９番５号
破産者　川上　克彦
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第４０９号**
兵庫県尼崎市水堂町２丁目15番24号　サカモト９号、前住所兵庫県尼崎市水堂町１丁目12番１―302号
破産者　成迫　敏輝
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第２５８６号**
福岡市早良区西新１丁目８番２―201号
破産者　藤　　丈夫
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２７２３号**
福岡市博多区板付５丁目４番１号
破産者　隆杉　悦子
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部